

賛助会員規程

一般社団法人 日本鉄源協会

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本鉄源協会(以下「協会」という)の定款第 5 条第 3 項の規定に基づき、賛助会員および賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 賛助会員として入会する場合及び賛助会員会費については、定款第 6 条(入会)及び第 7 条(会費)の規定による。

第 2 条 賛助会員は、次の便宜を受けることができる。

- (1) 協会が行う研究会等への参加
- (2) 協会が行った調査研究の成果の利用
- (3) 刊行物の会員価格による提供
- (4) 協会のホームページの会員コーナーの利用

第 3 条 賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書(様式1)を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 4 条 賛助会員で退会しようとするものは、別に定める退会届(様式2)を会長に提出しなければならない。

第 5 条 賛助会費は、一口年間 10 万円とする。

2 賛助会費は毎事業年度の4月末までに納入するものとする。

3 年度途中に入会した賛助会員については、入会した月の翌月末までに、賛助会費を納入するものとする。

4 事業年度開始後6か月以上を経過して入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費を所定の金額の半額とすることができる。

5 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 20 年 6 月 6 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日改訂。